

# 相・続・通・信 第52号



相続手続支援センター 令和4年 春号

長野駅前店

〒380-0921

長野市栗田 292 番地

☎:0120-49-1322

松本駅前店

〒390-0816

松本市中条 1 番 14 号

☎:0120-97-3713

飯田店

〒395-0152

飯田市育良町 2-14-2 アターシヨ 2 1F

☎:0120-13-6415

HP も是非ご覧ください！

相続手続 長野

検索

↑「相続手続」長野で検索！



( 今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

## 成年年齢引き下げに伴う

### 相続や贈与への影響は？

少しずつ春を感じる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、令和4年4月1日、改正民法が施行され、146年ぶりに成人となる年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、令和4年4月1日の前日まで未成年だった18歳、19歳が一斉に「成年」となります。

この引き下げにより様々な年齢要件の変更がありますが、相続や贈与に影響のある部分で一部紹介させていただきます。



令和4年4月1日以後の相続・贈与について成人年齢引き下げが適用されます。

#### 「遺産分割協議への参加」

相続が発生した場合、相続人の中でどのように遺産をわけるとか、話し合いが必要となります。

法改正前は20歳未満は遺産分割協議に参加することはできず、協議の内容の決定には親権者が法定代理人になったり、特別代理人を選任して同意を得る必要がありました。遺産分割協議に自ら参加することができます。

#### 自ら「相続放棄」ができます。

相続が発生した場合相続する権利もありますが、相続を放棄する権利もあります。

こちら法改正前は20歳未満は自ら相続放棄ができず、法定代理人や特別代理人の同意が必要でしたが、単独で相続放棄ができるようになります。

#### 贈与税の特例税率

特例税率とは子や孫が父母又は祖父母から贈与を受けた場合に通常の贈与税の税率よりも有利な税率が適用されるものです。改正前はこの制度が利用できるのは子や孫の年齢が20歳以上となっていますが、成年年齢引き下げで贈与の年の1月1日時点で「18歳以上の子や孫」となります。基準はあくまでも1月1日時点での年齢となります。

#### 相続時精算課税制度

#### 住宅取得等資金の贈与税の特例 結婚・子育て資金の一括贈与 事業承継税制に係る年齢要件

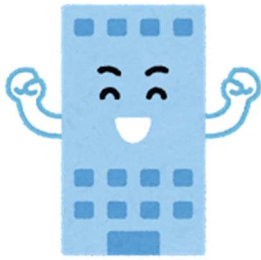
上記制度、特別措置法等についても、同様に適用年齢や受贈者の年齢要件が1月1日において18歳以上に引き下げられました。

その他にも、適用対象が広がった制度、現行と変わらない制度もあります。

詳しく確認されたい方は、初回相談をお申込み下さい。

税務につきましても、グループ会社の成迫会計事務所をご紹介いたしますのでお問合せ下さい。

# 「生命保険契約照会制度」のご案内



令和3年（2021年）7月1日より（一社）生命保険協会により「生命保険契約照会制度」が創設されました。万一の時に支払われる生命保険金。しかしながら、お亡くなりになられた方に生命保険契約があるのかどうか、契約の有無を確認する方法がありませんでした。他にも、認知症などで意思表示が困難となった方がどのような生命保険契約をしているのかを、ご家族がわからないままになってしまう問題もありました。これらを解決するために創設されたのが「生命保険契約照会制度」（以下、照会制度といいます）です。

## 制度の概要

これまででも災害により亡くなられた方若しくは行方不明となった方においては、限定的に生命保険契約の調査をすることができました。（災害地域生保契約照会制度）今回の照会制度の創設により、平時の死亡（A）や認知症等で意思表示が困難となった場合（B）であっても契約の有無を確認をすることができるようになりました。

照会制度の概要		
	A	B
保険契約の有無を確認したい方（照会対象者）の状況	照会対象者がお亡くなりになり、生命保険契約の存在が不明な場合	照会対象者が認知症等で認知判断能力が低下し、生命保険契約の存在が不明な場合
照会制度を利用できる方（照会者）	<ul style="list-style-type: none"><li>・照会対象者の法定相続人</li><li>・照会対象者の法定相続人の法定代理人又は任意代理人</li><li>・照会対象者の遺言執行者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・照会対象者の法定代理人または任意後見制度に基づく任意後見人</li><li>・照会対象者の任意代理人（但し任意後見制度を利用の場合は任意後見人、成年後見制度を利用の場合には成年後見人）</li><li>・照会対象者の三親等内の親族等</li></ul>
照会制度でわかること	生命保険契約の有無 照会者が保険金を請求できる場合にはその旨	生命保険契約の有無

この制度を利用することで、照会者は照会対象者について照会日時点で有効に存在している生命保険契約があるかどうかを調べることができます。回答される内容は保険契約の有無のみとなりますので、詳細については当該生命保険契約に基づく権利を有する方から生命保険会社に直接ご連絡をしていただく必要があります。

照会制度の利用は、郵送の他、（一社）生命保険協会 HP から web 上で行うことができます。また、かかる費用は1回の照会につき3,000円（税込）で、クレジットカードまたはコンビニエンス・ストアでの支払いが可能です。

この照会制度を利用することで、生命保険契約があることを知らずに保険金請求を仕損じることがなくなり、保険金を受け取るべき方に確実にお渡しすることができます。しかし一番大事なことは、この制度を利用しなくてもよいようにしておくことです。改めて、ご自身の生命保険契約を把握しておきましょう。また万一の際には、ご家族が把握できるようにまとめておきましょう。

## 編集者より



コロナ禍で自宅にいる時間が多くなりましたので、整理整頓を頑張っていました。今年はお庭のレイアウト変更をしようと考えています。お花屋さんを覗くのが楽しい毎日です。

松本駅前店 浪岡 美保子

今年はたくさん雪がふり、娘とソリ遊びで村内のスキー場を楽しみました。コロナ収束が見通せない状況の中、世界情勢に驚かされ、コロナ収束と世界の平和を祈るばかりです。

飯田店 小島 晶子